11月の税務・会計

落ち葉に秋の深まりを感じるこの頃、読者の皆さんも食欲の秋、運動の秋、芸術の秋等々、オンにオフにと充実の季節を満喫されていらっしゃることでしょう。同時に、この秋口には年末調整などの経理業務の繁忙期を間近に控えて、それらの準備や知識の習得を早めに済ませておきたいところです。

そこで今回は、2年続きの基礎控除の引上げ等となった、今年分の年末調整事務から解説していきたいと思います。

◆令和8年分の年末調整と税制改正に絡んだ論点を確認

(1) 年末調整で使用する申告書類の確認

年末調整の時期がやってきました。令和8年分の年末調整実施にあたって使用する申告書類は以下のとおりです。

・給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
・給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書
・給与所得者の保険料控除申告書

(2) 所得税の基礎控除等の引上げ等について

令和8年度税制改正により、所得税の基礎控除や給与所得控除の最低保障額の2年続けての引上げが行なわれました。また、基礎控除の引上げに伴い、同一生計配偶者や扶養親族等の所得控除に係る、所得要件の金額基準も見直されています（次ページ**図表1**）。

さらに、給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が69万円（改正前：65万円）に引き上げられています。

これらの改正は、原則として、令和8年12月1日に施行され、令和8年分以後の所得税について適用されます。

こうした改正を受けて、令和8年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和9年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されています。

(3) 新旧の税額表等の適用に関する注意喚起

ここで、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」と「源泉徴収税額表」の、それぞれの新旧の表に関する適用関係を整理すると、令和8年12月に行なう年末調整では、

図表１　扶養親族等の区分に応じた合計所得金額（注）の要件
（括弧内は、収入が給与だけの場合の収入金額）

区分	改正前 （令和７年分）	改正後 （令和８年分、９年分）
扶養親族・同一生計配偶者・ひとり親の生計を一つにする子	58万円以下 （123万円以下）	62万円以下 （136万円以下）
特定親族	58万円超123万円以下 （123万円超～188万円以下）	62万円超～123万円以下 （136万円超～197万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超133万円以下 （123万円超～201万5,999円以下）	62万円超133万円以下 （136万円超～207万円以下）
勤労学生	85万円以下 （150万円以下）	89万円以下 （163万円以下）

（注）　ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額

改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて１年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行なうことになります。

そこで、改正後の源泉徴収税額表とされる「令和９年分以後の源泉徴収税額表」は、令和８年12月分以前の給与等について税額を算出する際には使用してはいけない点に留意が必要です。

⑷　年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例

過年度の税制改正により、令和８、９年分の所得税に係る特例措置として、「23歳未満の扶養親族」を有する場合、新生命保険料に係る一般生命保険料控除の控除額が引き上げられました（次ページ図表２）。

⑸　年末調整の各申告書類について、前年分からの異動内容等を確認

また、税制改正等を受けて、前述の年末調整における各申告書類について、前年分からのレイアウトの変更や欄の新設が行なわれています。

・令和９年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

原則として令和９年分の源泉徴収事務で使用することとなる同申告書について、令和８年度税制改正を受けて、裏面の「４　扶養親族等の範囲」の説明書きにおいて、それぞれの所得要件に係る記述が変更されています。